

新潟市子ども・子育て会議における部会の設置について（案）

平成25年9月 日

新潟市子ども・子育て会議決定

## 1. 設置

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において第77条第1項の審議会その他合議制の附属機関の意見を聴くこととされている事項等について検討を行うため、新潟市子ども・子育て会議条例（平成25年新潟市条例第33号）第9条第1項の規定に基づき、以下の部会を置く。

- (1) 幼保部会
- (2) 放課後児童クラブ検討部会
- (3) 地域ネットワーク部会

## 2. 検討事項

部会の検討事項は以下のとおりとする。

- (1) 幼保部会
  - ①認定こども園，幼稚園，保育所，地域型保育事業に関する事項
  - ②一時預かり事業に関する事項
  - ③延長保育促進事業に関する事項
  - ④実費徴収に係る補足給付を行う事業に関する事項
  - ⑤多様な主体が子ども・子育て3法の仕組みに参入することを促進するための事業に関する事項
  - ⑥産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
  - ⑦その他必要な事項
- (2) 放課後児童クラブ検討部会
  - ①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関する事項
  - ②その他必要な事項
- (3) 地域ネットワーク部会
  - ①利用者支援事業に関する事項
  - ②地域子育て支援拠点事業に関する事項
  - ③乳児家庭全戸訪問事業に関する事項
  - ④養育支援訪問事業，その他要支援児童，要保護児童等の支援に資する事業に関する事項
  - ⑤ファミリー・サポート・センター事業に関する事項
  - ⑥病児・病後児保育事業に関する事項
  - ⑦妊婦健康診査に関する事項

- ⑧子育て短期支援事業に関する事項
- ⑨子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ⑩労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑪その他必要な事項

### 3. 庶務

部会の庶務は、福祉部において処理する。

### 4. その他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

参考新潟市子ども・子育て会議条例（平成25年新潟市条例第33号）

（部会）

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

7 前3条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、第6条第1項及び前条ただし書中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び第3項中「委員」とあるのは、「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの（以下「出席委員」という。）の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（会議等の公開）

第8条 子ども・子育て会議の会議及び調査審議に係る手続は、公開とする。ただし、会長が特に必要があると認める場合は、これを非公開とすることができる。